

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 7 年 6 月 1 0 日 (水)

杉 並 区 議 会

目 次

代表者会議、及び議会運営委員会理事会の会議記録について……………	3
特別区議会議長会の要望事項について ……………	3
陳情の取り扱いについて ……………	1 0
議会運営の見直しについて	
(1) 他区の請願・陳情の取り扱いについて ……………	1 2
(2) 定例会日程案の早期決定、周知について ……………	1 7
(3) 本会議の運営について ……………	1 9
その他	
(1) 政務活動費に対する監査請求について ……………	2 0
(2) 議員控室の椅子について ……………	2 1

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成27年6月10日(水)		午後1時58分～午後3時18分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (5名)	理事 井口 かづ子	理事 脇坂 たつや	理事 渡辺 富士雄	理事 増田 裕一
	理事 原田 あきら	理事 佐々木 浩	理事 そね 文子	
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 はなし 俊郎	副議長 横山 えみ		
出席理事者				
事務局職員	事務局長 本橋 正敏	事務局次長 植田 敏郎	議事係長 野澤 雅己	庶務係長 本島 健治
	庶務係主査 川原 広	庶務係主査 福羅 克巳	議会法務係 杉原 正朗	調査係長 太刀川 修
	担当係長	担当書記		

(午後 1時58分 開会)

井口理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《代表者会議、及び議会運営委員会理事会の会議記録について》

井口理事 初めに、代表者会議の会議録について、5月8日、5月12日、5月13日の3回分、また、理事会の記録について5月19日1回分について、メールでお送りしているが、この内容で承認いただけるか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、これで承認いただけたので、本日から公開の扱いとなるので、よろしく願います。

《特別区議会議長会の要望事項について》

井口理事 続いて、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 要望については、資料1をごらんいただきたい。各会派から出されたものをとじている。自民党から2件、公明党から1件、共産党から4件提出されている。

この件に関しては、例年、全会一致となったものについてのみ提出している。また、要望区分ごとに優先順位をつけて提出する必要があるので、会派からご提出いただいた要望事項について、1件ずつのご協議をお願いしたいと思う。

井口理事 初めに、提出された会派から、補足説明等があればお願いしたい。

それでは、順番に1件ずつ協議していく。それぞれの要望事項について、各会派からご意見をいただき、全会派の意見が一致したものについてのみ、要望として提出することとする。

では、まず、自民党の提案から願います。

脇坂理事 私たちの会派から2つ出しているが、まず1つは、「公職選挙法の改正」ということで、本当に記載しているとおりが、補欠選挙について、今、杉並区議会議員の補欠選挙は区長選挙との時期がずれたので、この点について、私が説明するのなかなか難しい、微妙なところはあるのだが、この点については、会派の中としては、本当に必要があるのかということ、こういった提案をさせていただきたいと思っている。よろしく願います。

渡辺理事 自民党のこの案件だが、なかなか微妙なところ、公選法の改正と違いもあるし、例えば区長選がずれたことによってとか、いろいろあると思う。だから、なかなか微妙かなというふうに正直思っている。心情的には、会派としてもなるほどなという話だっ

たが、実際に議長会に上げる内容として、果たしてこれがどこまで話として行けるかなというの、ちょっと疑問なところは若干ある。ただ、出すについては、マルでもいいかなという話。

井口理事 マルでもいいかなということは、マルでよろしいのか。

渡辺理事 結構である。

増田理事 公職選挙法の改正に関する意見ということで、今回の統一地方選挙もそうだったのだが、統一率というのはどんどん少なくなっている。補選云々というのもいいと思うし、心情的には理解するところもあるのだが、ちょっと統一率ということを含めた対応というところが、将来的には変えていかなきゃいけないところなのかなという思いもあるが、今回の自民党からのご提案は、それに至るまでの1つの取り組みということで、まあよいかないところではある。

原田理事 うち、率直に言って、村だけでなく我が党との折衝がまだということで、公職選挙法全体にかかわることになってくるので、もうちょっと結論を先延ばしにさせていただきたい。保留で。

佐々木理事 うち、乗れるのでマル。

そね理事 うち、会派の中にいろいろな意見があって、定数削減につながってしまうんじゃないかとかを懸念する意見もあるのだが、心情的に賛同したいという意見も出ている。本当に理解するところではあるのだが、会派の中でまだ合意が得られてないところで、会派で簡単に賛同が得られる感じではないので——三角で、持ち帰って。

井口理事 それでは、この件については、次回、もう一度この場で審議したいと思う。

脇坂理事 もう1つ私どもから出しているが、最初に修正をかけたのだが、件名のところで「都市部の緑地・農地」と書いたが、内容的には農地の話になっているので、緑地は消していただいて結構である。また、もし追記して書くのであれば、ことしの4月に都市農業振興基本法が制定されたということもあるので、そうした精神にも基づいた上で、都市部の農地を守る、そういった施策を応援していく、支援していく要望を上げさせていただけたらというふうに思っている。よろしく願います。

渡辺理事 この件については、うちも特に問題ないのだが、ただ、今いったとおり、ここには農業振興基本法のことを何も触れられてなかったもので、それがせっかく出てきたので、その中身を少しこの中に生かしたほうがいいんじゃないかという意見が出た。基本的にはマルの方向で、中身、もし精査できるのであれば、もうちょっとやっていければと。基本的には賛成である。

増田理事 マルである。

原田理事 　　うちは、これは割と党の政策が出ていて、おおよそ合致している気はするのだが、まだ意見を伺ってきてないので、留保で。割と前向きである。

佐々木理事 　　うちも基本的にはいいのだが、買い取り費用の補助制度と、お金のかかることも出てきているので、1回保留にさせていただきたい。

そね理事 　　マルである。

井口理事 　　それでは、これは保留である。

次に、公明党。

渡辺理事 　　これは、うちの党も含めて国で推進を進めてきたところだが、若干修正があるのだが、認知症というのは若年性も含まれるので、高齢者に限っているが、この高齢者を外してか、高齢者及び若年者みたいな感じにするか、認知症者という形に訂正をさせていただいて、中身はこのままで行きたいというふうに思っている。

井口理事 　　それでは、ご意見を伺う。

脇坂理事 　　マルである。

増田理事 　　マルである。

原田理事 　　前向きに保留させていただきたい。

佐々木理事 　　うちはマルである。

そね理事 　　②番のところ、これは国が何をしてくれることを要望しているのかというのが、これは自治体とか地域でやることなんじゃないかというような意見が出ていて、聞いてほしいということだったので、ご説明いただけたらと思う。

渡辺理事 　　これ、私がつくったのではなくうちの政務調査会長がつくったのだが、具体的に説明に上がる。私、この実際の中身について、特に国が今進めていることなので、まだ実際きちっと決まったことではないと思う。だから、国の役割と自治体の役割のすみ分けのところ、1つ出てくるのだと思うので、説明し切れないので、これは個別に説明に上がるが、よろしいか。もしそれがオーケーであれば……

そね理事 　　説明をいただきたいということで、マルの方向で考えてみる。

渡辺理事 　　場合によったら、文言の訂正も含めて、ここのところ修正をさせていただく。

井口理事 　　それでは、共産党が持ち帰りなので、持ち帰りとし、後日また整理したいと思う。

次に、共産党。

原田理事 　　共産党からは4つ出させてもらっている。1位、2位、3位、4位の順番になっているが、見てのとおり、「特別養護老人ホーム整備の推進と介護保険制度改定に関する要望」。文言等に変えてもらいたいという部分、あるかもしれないが、もしよけれ

ば、文言の改善等を行って提出できればなど思っている。この文章とか要望に、がちがちにこだわっているわけではないので、よろしくお願いします。

脇坂理事 バツである。「他自治体への特養ホーム入所を進めること」ということについては、杉並区の施策に一定の理解を私ども会派は示していることもあるので、今、文言云々の話をされたが、あえてこういう表現をされているというところで、私たちは乗れない。

渡辺理事 この文章で、基本的にはうちも全員没となった。これから介護保険制度、いろいろあるが、この中も1つ1つ若干問題のあるところもあった中でのこの前文の中、他自治体への適用範囲拡大についてしないということについては、これはいかななものかということ、うちの中では没になった。

増田理事 当会派も、この前の私の一般質問のところで、自治体間連携については非常に前向きに評価をしているというところでもあったので、ちょっとこの前文が、介護報酬を引き上げたりだとか、そこら辺の部分で評価できるところはあるのだが、そこら辺が非常に気になったのでというところと、あと質問だが、名前はあえて出さないが、4年前に一般質問で、共産党から、域外特養をやったほうがいいんじゃないかという趣旨の質問がされており、この間、どうしてそんなふうに変わってしまったのかなと思うのだが。

原田理事 ここにも書いてあるように、地域包括ケアの理念からすれば、なるべくなら住みなれた地域でということで、慎重な対応が必要だと書いたままであり、全てが否定されるとは書いてない。

例えば、もう既に八王子とかには、杉並区が地域と共同で、特養で入れる枠というのを持っているわけで、それが全部で100床ぐらいあるのかな、だから、そういうのは十分あり得ることだという立場に立って、ただ、もう都市部には作りませんよとか、そういう話になっちゃいけないよねという文言で、私も、ここまで別にこの文章に載せなくてもいいんじゃないかなと思っていたのだが、うちにも専門家がいて。

なので、地域包括ケアの理念からすれば慎重な対応が必要とされるという文言を抜けば、どうか。あと、皆さんの的には、例えば(4)の「介護保険料の負担軽減に向けた国庫負担を引き上げること。」というのも、もしかしたら、人によってはハードルが高い人もいるかもしれない、これは保険料で賄うべきだという立場の人もいるかもしれないので。ちょっとその点を、さっきの文章をやるのと……

佐々木理事 全取っかえみたいになってしまう。

原田理事 いや、そんなことはない。例えば、(1)、(2)、(3)とかオーケーで……（「タ

イトルから変わるでしょう」と呼ぶ者あり) タイトルは、全然変わらない。推進と、関する要望なので。

さっきの前文と(4)番とかについては、こっちで譲歩することもあるということで、ちょっと持ち帰りましょうか。今、ぱっとバツということもなく、持ち帰ってはどうかなど。

佐々木理事 すみません、うちも基本的にはバツである。南伊豆、ちょっと遠過ぎるのと規模が小さいということで、厳しくやっているが、近隣の自治体に特養ホームをつくることに関しては非常に重要なことだと思っている。この前提条件があること、先ほど言われた(4)番の部分、こういった中身の中心たる部分にそれが乗っかっていることに関しては、うちもとても乗れないかなということで、バツテンである。

そね理事 うちも特養の件で、他自治体の連携というのをなくして特養は賄えない状況だというふうに思っているんで、これのところで難しいと考えている。

井口理事 原田理事からは、前文と(4)の部分修正してまた提出したいということだが、5人もバツであるので、全員一致となりませんので、提案については提出しないこととする。

原田理事 はい。2番だが、「都市部における待機児童解消策のさらなる推進と施設整備用地確保を求める要望」ということで、以下そのままであるが、どうか。

脇坂理事 我々はおおむねマルと考えているが、この表現の部分であるとか、また内容についても、民間の保育所のこと等々も含めて、もう少し上乘せした形であれば乗ってきたいというふうに思っている。

渡辺理事 もともと、今杉並が進めようとしているところでなかなか前に進まない部分を、都や国に働きかけるということであれば、問題ないというふうに思っている、我々もこれを進めてきたので。ただ、中身について、要望事項についてはいろいろ検討するべき内容もあるので、これは持ち帰りにさせていただければと思う。

増田理事 おおむね理解するところであり、ただ、もう少し詰めたほうがいい部分もあるかなと、加筆したほうがいいところもあるかなというところで、私どもも一旦持ち帰りをさせていただければと思う。

佐々木理事 (3)の「認可保育所の認可移行支援を拡充すること。」という意味がわからないのだが……

原田理事 間違いですね、これ。

佐々木理事 間違いですよ。認可外ですよ。多少そういう文言のあれはあるが、おおむね前向きにして、保留にしておきましょう。

そね理事 おおむね前向きにと。先ほどの文言のところはちょっとお伺いしたかったのだが、今、ご回答いただけたので。

井口理事 前向きに持ち帰りというところで、次回にしたいと思うので、よろしく願います。

原田理事 3番目が、「鉄道連続立体化事業の推進に関する要望」ということで、あかづの踏切解消のために、もっと杉並区は積極的にやっていかなきゃいけないのだが、とにかく東京都も、自治体間の調整を図って頑張ってもらいたいなということを出すものである。

井口理事 それでは、ご意見を伺う。

脇坂理事 うちマルである。この前の一般質問でも、私どもの会派の議員が、西武新宿線であったが、こうした趣旨の話はしており、内容的にはオーケーである。

渡辺理事 基本的には前向きに、保留をさせていただきたい。もうちょっと、地元の人の意見を聞けてないところがあるので。

増田理事 このままでも結構であるが、ちょっと文言の、てにをはだとか加筆修正であるとか、そういったところも確認したほうがいいかなというふうには思うが、おおむねオーケーである。

佐々木理事 うちもおおむねオーケーである。

そね理事 私のところもおおむねいいと思うのだが、全員に確認し切れていないところがあるので、持ち帰りたいと思う。

井口理事 では、前向きに検討する方と持ち帰る方がいるので、次回に回したいと思う。

原田理事 「水害対策の拡充に関する要望」、以下、このままである。よろしくご審議を。

井口理事 それでは、ご意見を伺う。

脇坂理事 これも、内容的にはおおむねマルであるが、もう少し厚みを増したいと思うので、一度持ち帰らせていただきたい。

渡辺理事 水害地域のこと、いろいろと私もやってきているし、うちもそういうエリア担当がいる。そういう中でも、内容というか表題、これについてはいいのだが、中身をもうちょっと厚くしてやらないと、ちょっと抽象的過ぎると思う。区も具体的に動いているし、私なんかも区や東京都に直接働きかけていることもあるので、もう少し文言を、逆に加筆させていただければと思う。

増田理事 おおむねオーケーで、私も水害多発地域に住んでいるので、そういった意味でもう少し、前のお二方と同様、詰められるところは詰めたほうがいいかなと思うので、前向きに保留ということ。

佐々木理事 私も、趣旨には賛同するが、このまま出しても、はい、やっています、頑張り
ますで終わるような気がするので、もう少し具体的なものを何か要望事項に入れること
が必要かなと思う。そういう意味で、前向きに保留ということをお願いする。

そね理事 同様に、前向きに持ち帰らせていただきたいと思う。

井口理事 それでは、次回に回す。

原田理事 そうすると、特に3番、4番なんかは、各会派からいろいろ持ち寄って、ここ
にその場でぱっと出しますか。それとも、まずは事務局に出す形になるのか。井口さん
に提出する形になるのか。

井口理事 私のところにお持ちいただければと思うが。

渡辺理事 またこれをやると時間がかかると思うので、出したものを要旨だけまとめても
らって、大体皆さんは、内容的にも、没以外は前向きにいろいろやって、そこに意見を
やって、そこでまたすり合わせで、てにをはをここでやるというのは時間がかかるので、
井口理事に回して、事務局でまとめてもらったほうが良いと思うのだが。共産党のもの
が多いので、それでよければそのほうが。

原田理事 皆さんから出されたものを皆さんがまた見返して、皆さんでまた文章を書く
という、かなり時間と手間がかかってスピード感に欠けると思うので、私たちとしては、
今の部分については、皆さんから出た意見をすり合わせて、井口さんのほうでまとめた
文章をつくって、それを出していただければいいのかなと思うが。

井口理事 よろしいか。——それでは、そのようにする。

25日が締め切りなので、持ち帰りする場合は、次回の理事会の日程を調整しなくては
いけないので。

渡辺理事 最終日でいかがか。議運の後。

井口理事 いかがか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 では、議運の後。

原田理事 そうすると、案文がいつまでに出てくるのか。（「月曜日」と呼ぶ者あり）そ
れでは、月曜日に。今、出たものだったら別に、何が出てきたって割れることはないで
しょということだから。

渡辺理事 理事会でやって、よっぽどのことがない限り、あと一任で文章をまとめるくら
いになると思うので、期限を切るか。

井口理事 期限切ったほうが良いのではないか。（「月曜日」と呼ぶ者あり）原田理事、
月曜日でよろしいか。

原田理事 大丈夫である。

井口理事 それでは、事務局まで月曜日にお持ちするので、よろしく願います。

原田理事 各会派からの意見を提出するのはもうちょっと早いほうがいいですね。15日じゃまずいでしょう。12日とか、あさっての午前中ぐらいには出さないと、まとめる時間がない。12日の午前中、早い時間帯には出すということで。

井口理事 12日の午前中というご意見があるが、いかがか。よろしいか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

井口理事 では、12日の午前中ということで決定する。

《陳情の取り扱いについて》

井口理事 続いて、陳情の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。平成27年5月7日付で受理した27陳情第12号拉致事件に関する陳情については、平成26年4定において、趣旨、願意が不明確で議会審査になじまないという理由で不採択とした26陳情第23号拉致事件に関する陳情と全く同じ内容のものである。また同一人物から再度提出されたものである。

今回の陳情についても、同様に審査をせず、議会運営委員会において、議会審査になじまない陳情という理由により不採択とするような取り扱いとしてよいか、お伺いする。

なお、ご了解いただければ、最終日6月16日の議会運営委員会で取り上げることとしたいと思う。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

原田理事 賛成の立場であるが、私たち会派としては、陳情に対して、受け付ける、受け付けない、それから廃止する、廃止しないを、何かの条件をもってより分けるというのはやるべきではないという立場であるが、この間の議論の中で、余りにも陳情審議にふさわしくないものについては、全会一致があれば、今回のように処分しましょう、ある意味での審議をしましょうということで賛成するので、その立場で賛成である。

佐々木理事 事務局にお伺いするが、これは前回出されたのと、一字一句全く一緒のものだったのか。

議会事務局次長 日付以外は同じである。

佐々木理事 例えばその件名に関しては、「拉致事件に関する陳情」であるから、我々なんかは非常に取り上げたいなと思っているのだが、要旨、中身を見ると、ちょっと区議会で取り扱うにはということだが、一般に表に出るときに、例えばこの件名について議会で取り扱うべきでないみたいな、そういうくくりで出てしまうと、どうなのかなとい

うところもあった。これまでの経験上、このように同じようなことを何回も何回も陳情に出されるケースというのは、権利としてはしようがないのだが予測されると、ここでふさわしくないというふうに出しても、また何回も出されるケースがあるというふうに想定したほうがいいのか。

議会事務局次長 一応この文書を持参していただいているので、その都度ご説明を伺っているが、1点目の、件名についての判断ではない。内容について、安倍晋三氏が有印私文書偽造ということで、刑事訴訟法に基づき現行犯逮捕ということと、あと安倍晋三氏の居所を教えてほしいという願意と読み取っている、その内容についてである。

また、再三この陳情が出るかということに関しては、その可能性はゼロではない。

佐々木理事 そうすると、これは2度目だが、また何回も何回も出されると。事務局としては、何回出されても同じ扱いになりますよということはお説明をしている、そういう努力はされているということによろしいですね。

議会事務局次長 2回目であり、前回と同じ内容であるので、また3回目、4回目というのも、またこちらもありやすくご説明して、ご理解いただくという努力はしていきたいと思う。

議事係長 ちょっと訂正、補足させていただきたい。この陳情は、次長が持参と申しあげたが、郵送扱いで来ている。私どもは郵送でご本人と連絡をとっているが、直接こちらの希望に対しての回答は薄いのだが。

参考までに、1回目は審議をしないで、審議に値しないということで不採択にした。すぐ2回目、同じものがまた出された。それについては、陳情であるので受理はしている。ただ、処理としては、議運にも付託をしないで預かりという形にしている。そして結果的には審議未了という形である。

佐々木理事 そうすると、先方からは郵送で来ているので、郵送でその旨を、1回目もこうなりましたよということを書いて、本人とは直接お話をできたわけではない、こういうことになるのか。

議事係長 直接お話ししていない。

佐々木理事 直接お話しをして、これが区議会の場ではなかなか審議にそぐわない、そういうことをきちんと伝える機会を設けることは、電話でもいいのだが、何かできないのか。

議事係長 電話等も試みてはいるのだが、もしあれでしたら、ホームページでこの方の名前を打つとぱっと出てくるので、ちょっとそういうのを見る限りでは厳しいのかなというような形で、ご返事はいただけない。文書ではいただけるのだが電話等は連絡がとれない。

議会事務局次長 私の先ほどの発言、間違っていたようなので削除いただきたいと思うが、海兵隊の格好をしていた方が私を訪ねてきて、このような似た話をしたもので、誤解していた。申しわけない。

原田理事 先ほどの係長の説明の中で、2回目については議運に回すこともせず預かりおきという話があったのだが、そうはいつでも、その判断はやはり議会事務局でなく議運がやらないと、陳情する権利、請願する権利というのは、出して、我々区議会が認知をしなければちょっと果たされない部分があるなど思うので、一応議運には持っていきなかなとは思いますが。

議事係長 申し訳ない、言葉が足りなかった。議運にはもちろん報告している。決定もいただいている。

原田理事 委員会付託をしていなかった。

議事係長 そうである。その上での処理である。失礼した。

井口理事 よろしいか。——それでは、この件については説明のとおりの取り扱いとし、6月16日の議会運営委員会で取り上げることとする。

《議会運営の見直しについて》

(1) 他区の請願・陳情の取り扱いについて

井口理事 次に、他区の請願・陳情の取り扱いについて、調査していただくことをお願いしていたので、その結果を事務局から説明いただきたいと思う。

議会事務局次長 本年3月13日の議会運営委員会において、請願・陳情審査について、他区の状況を調査するようご指示があった。それに基づいて、事務局で3月から4月にかけて、23区にアンケート調査を行い、その調査結果についてご報告するものである。

なお、最終日、6月16日の議会運営委員会でもご報告させていただきたいと思う。

資料3をごらんいただきたい。A4、1枚になっているもの。それ以降は、各区から出た調査をまとめた詳細であるので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思う。この詳細な調査に基づき、今後、杉並区議会における請願・陳情をどのように扱うか、参考になるものを4つまとめて、その典型的なものを挙げたものが資料3の1枚のものがある。

まず1点目、請願と陳情の取り扱いということである。請願と陳情の取り扱いが異なる区が8区ある。また、陳情は所管の委員会に参考送付するというので、陳情に関しては簡便な方法を取り入れている区が5区ある。

2点目、委員会付託前の振り分け作業ということである。この振り分けで、付託しな

い、その付託除外基準を設けている区が14区あった。その除外の基準、内容というのが、ここに記載されている①から⑩、個人・団体の誹謗中傷、裁判で係争中、また趣旨・願意が不明確なもの等々、10点ある。

なお、これ全部1つの区でそろっているということではなく、複数の区で取り入れている基準をここに列記したものである。

(3)番、振り分け作業そのものは、議会運営委員会で行っている区が多く見受けられる。そのほかの方法としては、議長、議会運営委員長、また所管の委員長の判断、また、事前に会派の意見を聞くなどの方法で振り分けをしている区があった。

(4)番、付託前の作業により所管委員会や議員に参考送付となっても、これを処理件数に加えている区がほとんどであった。

3番、審査時間を確保するための工夫ということで、請願・陳情を審査する時間が非常にかかる。その工夫として、会期中に別途、この審査のための日程を設けている区が2区、また、閉会中に審査を行っている区が4区あった。

4番目、効率的な請願・陳情の審査の方法、また審査の活性化についての工夫であるが、1点目が、必要により、委員派遣で現地調査を行っている区が6区。2点目、必要により、参考人として利害関係者、学識経験者等から意見を聴取している区が3区。3点目、活発な意見を交わせるよう、記録に残さない協議会を開催している区もあった。(4)、委員会付託除外基準に該当した案件は、参考送付として審査を行わない区が5区。また5点目、全会一致でなければ審査未了としている。6点目が、申し合わせにより、委員の任期中に結論を出すように努力している。また、同じように、委員会付託後、4回目の定例会の委員会で結論に至らないものは、継続審査としない。(6)、(7)は、いずれも活発に請願・陳情の審査が行われるように、1つの目標、また努力を示しているということである。

大ざっぱであるが、詳細については添付の資料をごらんいただけたらと思う。

私からは以上である。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

原田理事 すばらしい、わかりやすいというか、いい調査結果が出てきたのだが、議会改革特別委員会の中で、請願・陳情の審査率を上げたいという会派もあり、そうした声もある中で出てきたものだと思う。まずは、議会運営委員会にこの調査結果を報告すると同時に、議会改革特別委員会の中で資料として、議会運営委員会の総意として議会改革特別委員会で審議をしてくれと、議題に上げてもらいたいという要望を出す流れが通常なのかなと思うが、皆さんはどうか。

陳情・請願の審査率を上げるというのと同時に、私なんかは、低投票率対策という議論の一環の中でそれが出てきた、たしかそういう話だったと思っている。

渡辺理事 請願・陳情の審査率の向上については、この間、その陳情も実際に来ている。その方たちとも話をしている。前期の議運でも、それに前向きにいろいろ取り組みを始めている。請願・陳情といっても種類がいろいろあるがゆえに、杉並はなかなか難しいところがあって、これまでなかなかその辺が解決に至ってなかった。皆さん本当に努力はしてきたのだが、それが実を結ばなかったところがある。

これについては、議会改革特別委員会ではなくて、前議運がそれを前向きにやるという方向になっている中で、これは議運マターとして、各会派の幹事長が知恵を絞ってやる方向で行くべきだなと思っている。具体的にはいろいろ皆さんと話をしなければならないと思うが、どうやって上げていくのかという、知恵を絞っていくべき時期じゃないかなと思う。

佐々木理事 私も、議運にこの資料を提出するのはもちろんであるが、議会改革特別委員会、私もメンバーだが、資料として提出する分には一向に、ぜひとも全議員にも配りたいぐらいなのだが。

ただ、この件に関しては、議運で責任を持って、一定の杉並流のやり方というものを決めていく時期に来ているので、議運の責任をもってやったほうがいいと思う。議会改革特別委員会に1回戻してまた議運に戻ってくるよりも、直接議運で、我々の責任でやったらどうかと思う。

原田理事 もう1つ、この資料の取り扱いだが、今まだ理事会に出ているだけなので、今後議運に提出された際には、血税でつくられた資料であるので、いつ公開という扱いになるのかを、理事会の中で話してもいいのかなと思うが。

井口理事 いつ公開になるかという原田理事のご意見であるが、皆様、その意見に対してどうか。

議会事務局次長 調べたもの、資料に関しては、議会内、議員に対する公開ということで各区に調査をかけたものである。

渡辺理事 資料の内容からすると、議運のこれからやろうとしていくことの1つの下資料なわけである。

ちょっと気になったのは、私のところに話をしてきた方が、代表者会議の資料を持っていた、事実を知っていたという状況があった。だから、そういう意味では、取り扱い、何も秘密会にするというのじゃなくて、これからしっかり前向きに進めていくために、出していいものと——これがいいかどうかという、その辺の判断はわからないが、もう

ちょっと慎重になってもいいかなと、これがひとり歩きしないように、というふうには思う。

佐々木理事 議運だけじゃなくて、ほかの常任委員会に提出した資料というのは、一定のルールの中で公開はされていると思う。だから、それと同等の扱いをするのか、あるいはこれも、議員内の資料という前提の信頼関係の中で集めたという資料であるならば、その旨、この資料の取り扱いについてということで前提をつけていただいて、もし、このデータを使って区民の中で議論をやりたいということであるならば、ここからうまく抜き出して、自分で資料をつかって、この生資料をそのままぼんと出すのではなくて、そういった工夫をしたり、言葉で、実は何々区はこういうことをやっているらしいんですよというようなことをやりながらやるというほうがよろしいのではないかなと思う。

だから、資料も、全面公開していい、生データを出していい資料と、そうでない資料というのをランクづけしておいて、それを事前に我々に知らせていただければ、当然我々もそういう態度で、大人の取り扱いをきちんとすべきだなというふうにも思うが。

原田理事 ちょっと係長にお聞きしたいのだが、議員に提出するものということで調査をかけたということなのだが、こういう調査は大体議員に出すものとして調査をかけるんだと思う。つまり非公開で出すと言って調査をかけたのか。通常は、議員に渡すというのは区民に公開されると思って各議会も調査を受けると思うのだが、その点、もう一度確認をしておきたいと思う。

議事係長 今、原田理事がいったとおりに全区がそう思っているかどうかというのは、確認してないので。我々は、区民に出しては困るというふうにも伺っていないが、区民に出しますよという前提で調査はしていない。そういう意味で、仮に、今、原田理事がいったとおりであれば、もう1回全区に確認する必要があるのかどうかというところもちょっと議論にはなると思う。決して非公開な資料ではないのだが、決特の資料も予特の資料も、この間議論になったことがあるが、目的を持って資料というのはつくっているので、目的から外れる扱いをする場合、何らかの決めないし断りがないといけないのかなというふうには考えている。

原田理事 率直に言って、請願・陳情についてどういう取り扱いをしているかというのは、1区1区に聞けばいいことである。ただ、複数の市民団体がそれをして、各会派でも、特にうちなんか興味があるので、会派が直接に各議会に話を聞いてというのは二度手間、三度手間にもなるし、信用というか、そういうところにもかかわってくるので、議会事務局を通じて、それでは、やってもらいましょうかということなので。内容は全部公開されているものなので、それを一覧にしたかどうかだけであるので、これは、それほど

ここに何かフィルターをかける必要はないのかなと思う。

私は、議運に提出されたら、資料として区民にも公開してしかるべきかなと。事務局が調べたということは血税で調べられているわけなので、それほど難しい、すごい資料じゃないと思うのだが、いかがか。

渡辺理事 何のためにこれを出したか、つくったかというところがあるわけである。共産党、原田理事のところでは積極的にそれをやってきているわけである。我々も、今のままではまずいということで、前向きにいろいろやっていかなければならない。だから、公開する前提で資料をとっているわけではないし、区民の皆さんに出すのは、当然公開請求があれば開示しなければならない中身、ひょっとしたら秘密にしたとしてもそうせざるを得ない状況にはあるのかもしれませんが、あえて出すという前提でやるのではなくて、我々がどう使っていくかということの前提なので、ちょっと議論が、どうかなと正直思うわけである。

そう言うということは、原田理事は、もう誰かに渡すという前提で話をしているということになるので。原田理事のところは積極的にやっている、それは当然我々もわかっているし、我々も、これはまずいから、何とかそこの接点を探ろうとして集めた資料である。だから、誰かに渡すという前提でつくった資料ではないということで我々はやっているわけだから、そういう聞き方をされると、この資料、もうなしでいいよみたいになっちゃうわけである。

だから、別に非公開とかというのではなくて、資料をつくった趣旨というのをきちっと押さえて、そういう出すという前提で論議するのでなく、公開請求があったときにはそれは公開すればいいことであってぐらいのところでおさめて、問題何かあるか。

井口理事 原田理事、ご理解いただけただか。

原田理事 今のは、何の理解を求められたのかよくわからないのだが、どうなのか、ほかの委員の意見もちょっとお聞きしておこうかな。

議会事務局次長 ちょっと一言、説明の補足をさせていただく。

こちらのまとめました生データは、こういうやりとりは各区の議会事務局と数多くやっている。感覚として、これは、議員を含めた議会内部で使う資料という感覚でやりとりしているので、先ほど係長から話があったように、これを公開するのであれば、全区に再度了解をとる必要はあるというふうに判断する。

また、これごらんいただいておりますが、かなり深いところまで書き込んでいただいている区もある。裏での調整、水面下での調整、そういう表現も含まれているので、他区との今までの信頼関係も考えれば、事務局としては、これは理事会の資料、

理事会に関しては議員のみの資料配付、公開になっているので、これを外部に出すのはちょっと適切でないような、事務局としての判断はある。

原田理事 水面下という文言が入っているのか。

議会事務局次長 水面下という文言は入ってない。それと読み取れる表現があるということである。

原田理事 慎重に扱いたいと思うが、差し当たってこの資料については、我が会派でかみ砕いてニュースの参考にさせていただくなり、それについては問題ないと思うので、そうした対応をさせていただければなと思っている。

佐々木理事 いいきっかけなので、こういった資料調査をする際に、相手方にどの範囲まで公開しているのかということを確認していただき、先ほど私が言った資料のランクというのか、これを私がぱっと見ても、今いったように、先方の内規のような形で、公開を前提としてないところまで信頼関係の中で踏み込んでいただいたなというのがよくわかる。多分、うちが逆の立場だったらそうだったと思うので、もちろん、議会同士じゃなくて、これからいろいろな行政機関、いろいろなところに調査を我々も依頼し、お願いして集めたりするので、その辺、個人情報ではないが、そういった信頼関係の中で、公開しますよと言ったら出てくる情報も出てこないこともあるわけなので、その辺の伝えをきちっとやっていただいて、この調査結果について、我々がどの程度の取り扱いをしたらいいのかというのを前もって言っていただけるとありがたいなと思うので、その辺、今後はよろしく願います。

議会事務局次長 今ご指摘のとおりにさせていただきたいと思う。相手方に対しまして、どこまで公開するか、これを広く公開すると言えば言うほど、来る情報はちょっと薄い情報になるということもあるので、その兼ね合いと、あと、どこまで公開するか、議会の一部の理事会等々というようなのも踏まえて、そのバランスで、皆様方にお伝えするとともに、相手方にもお伝えしていきたいというふうに考えている。

井口理事 それでは、ただいまの調査結果については、6月16日の議会運営委員会においても同様の報告がある。また、この調査結果も参考にして、今後、請願・陳情審査のあり方について検討していきたいと思う。

(2) 定例会日程案の早期決定、周知について

井口理事 続いて、定例会日程案の早期決定、周知について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。現在、杉並区議会では、開会の8日前、

告示日に開催される議会運営委員会で会期を決定後、日程案を公開している。資料4の裏面にわかりやすく絵柄で示している。それにより、8日前以前に掲示するポスターには、開会日しか掲載できない状況にある。また、ホームページによる区民への周知、日程掲載も、8日目以降となる。区民の皆さんや理事者への周知を、より早める必要性があると考えているところである。

また、他区の状況については、定例会最終日に議運を開き、次回の定例会の日程を決めている区もある。本区においても、定例会最終日に区長から議長に、次回定例会開会日の申し入れがある。

今後について、資料4の裏面に記載のとおり、開会1カ月前に議運を開催して日程を公表できるようにすると、区民へも早く周知でき、議会傍聴人の活性化にもつながるといふふうに考えているところである。1カ月前について、次回、3定から変更してみたいかがかということで、ご提案をさせていただく次第である。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、この件については、説明のとおり1カ月前に議運理事会と議会運営委員会を開催し、次回定例会の日程について承認し、日程案をホームページ等で公開することとする。この件は、6月16日の議会運営委員会でも説明がある。

それでは、第3回定例会の1カ月前に開く議運理事会、議会運営委員会の開催について調整させていただきたいのだが、ご都合は皆さんいかがか。

議会事務局次長 3定は、一応9月10日ごろを見込んでいる。その1カ月前になると8月10日月曜日ごろになるが、8月7日金曜日だとか、そのあたりではいかがか。また、時間については、通常どおり10時から理事会、10時半から議会運営委員会という形でのご提案をさせていただく。ご協議のほどお願いします。

〔「後ほど、個々で」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、個々に、個別で調整していただきたいと思うが。

渡辺理事 ちょっと1点だけ確認。これによる質問通告とか、その辺の流れというのは変わらないのか。

議会事務局次長 現時点で、質問通告の日程等は、変更は考えていない。

脇坂理事 8日前の理事会、議運は、議案の中身等々についての説明があるということが主な内容になるということか。

議会事務局次長 そのとおりである。

脇坂理事 1回増えるということですね。わかった。

原田理事 8日前から1カ月前に、さまざまな事務の取り扱いの上で早めるというのは理解するが、ただ、8日前に日程を決めていたというのは何でなのかなと考えると、そのときそのときの議会に要求された事態に応じて会期を決める、そういう意味合いもあったのかなと思うので、もう1カ月前に決めちゃったんだからとせずに、そのときそのときの状況に応じて、1週間前のときに、何かあった場合には、会期とか日程については柔軟に対応するというのは、一応心がけておくべきなのかなと思う。

井口理事 ほかよろしいか。――

(3) 本会議の運営について

井口理事 本会議の運営についてであるが、新生議会の機会に、より公正で公平な議会運営を目指したいと思っている。先日の本会議において若干の混乱が見られたが、いま一度、区議会規則や申し合わせ事項を読み直して、議員1人1人が議会ルールを理解することが重要だと思っている。議会運営委員長として、皆様のお一人お一人のお力をおかりして、区民のためにある議会として、見直すべきところは見直していきたいと思うので、よろしくご協力のほどお願いします。

何かご意見がある方は挙手願う。

原田理事 今の井口理事、そして議会運営委員長のお話、よくわかった。私たち共産党区議団も、そうした円滑な議会運営に努めたいと思う。

ただ、1点、この本会議において、我が党の富田たく区議の議事録というか、まだ議事録はこれからになるのかもしれないが、映像が一部削除されていた。これについて、削除される側である我々共産党の区議団に対して一言もなくやられた。こういうのは前代未聞だなと私は思っており、削除する、削除しないの議論はおいておき、まずはその前に、報告ぐらいはするべきであろうということだけは確認しておきたいと思うが、どうか。

議会事務局次長 今、原田理事からご指摘のあった点については、壇上に上がる前の不規則発言、また後半に関しては、議長への抗議ということで削除させていただいたものであるが、その判断については、議長と十分協議の上、その判断を示したものである。

なお、議事録と映像については整合性を持たせる必要があるので、その上で、いち早く区民に伝える映像も、それに合わせて削除したということなので、ルールにのっとって削除したということである。

原田理事 そこで、もう一言いただきたいのだが、さすがにそうした議事録の訂正というのは相当重いので、その点については、その当事者あるいは当事者がいる会派に対して

一言あるべきだったんじゃないですかということについて、局長の見解もいただきたいと思う。

議会事務局長 今後、余りあってほしくないのだが、そういった対応をとった場合には、伝えていきたいと思う。参考にする。

井口理事 ほかに、皆さんご意見ないか。――6月16日の議会運営委員会でも、お話をさせていただく。

《その他》

(1) 政務活動費に対する監査請求について

井口理事 続いて、政務活動費に対する監査請求について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 口頭によりご報告をさせていただきます。

本年4月30日付で、請求人すぎなみオンブズから、3本の政務活動費の返還を求める監査請求が監査委員宛てに提出されたので、その概要についてご説明申し上げます。なお、監査結果は、6月末には出される見込みである。

措置請求1本目については、田中ゆうたろう議員に対するもの、返還請求額18万円余、2本目は公明党議員に対するもの、返還請求額233万円余、3本目はその他の会派議員に対するもの、返還請求額946万円余となっている。

返還を求める主な監査請求内容については、1点目、頻繁な区外へのタクシー利用、2点目、区外、都外への深夜、早朝の駐車場利用、3点目、書名からは政務活動とは考えられない健康づくりや育児書など、4点目、更新されていないホームページの維持管理費、5点目、お盆、年末年始などの時期で給油頻度が多いガソリン代や月ぎめ駐車場代の案分率について、6点目、区政報告会の茶菓代、7点目、交付額を超えた収支報告書、8点目、自宅事務所の家賃と光熱水費の案分率、9点目、短期間で複数回の高価な備品購入、10点目、忘年会、新年会の会費支出等々、そのほかにも数多く返還請求の指摘を受けている。

いずれも、区民の目から見ると、まだまだ疑義が生じる事例が多く含まれているようである。昨年度、政務活動費の使途について多くの見直しを行い、今年度から実施していただいているところである。引き続き、区民から疑義が生じないような透明性、十分な説明責任を果たしていただくとともに、事務局によるチェックのため、四半期ごとの収支報告書のご提出をお願いしているので、提出期限の厳守をあわせてお願いします。

なお、第1回目の提出期限は7月3日金曜日である。よろしく各会派の全議員の皆様方に周知をお願いします。

また、今年度、第1回目の政務活動費調査検討委員会は、監査結果が出た後、7月上旬に開催を予定させていただきたいと考えている。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

脇坂理事 今の話は、それはそれとしてなのだが、毎年同じ内容で来るということがある。余り例を出すのもよくないことだと思うが、例えば、ことしも5月にちょっと私も書いた。それについては、昨年と同じ内容を書いていたり、おとしも同じ内容を書いていたということがあった中で、それは監査としてもオーケーな使途のものであるということクリアしたはずなのに、なぜまた同じ内容について返還請求が来るのかというところについては、もう少し監査にもしっかりしてもらいたいなと思うところがある。その点、事務局からも一言言っていただきたいと思うが、どうか。

議会事務局長 議員がいつているのは、毎回毎回相手方が、同じ議員の同じ使途のことについて聞いてくる、1年前も別に監査では許されたというか、でも、聞いてくる、それに対して監査は、再度議員に抗弁を設けてくるというところを言っていると思う。その点については十分わかっているの、相手には言いませんが、監査事務局に、もう少し簡便性というか、そういったところは言っていきたいと思っている。

原田理事 しかしながら、監査の報告書を見ると、オーケーにはしているが、使途基準自体が、区民の目から見て、率直に言って疑義が生じるような問題点のあるものも残っている。それについては議会の努力を促しているの、その点を、少し我々議会としても重く受けとめないといけないんじゃないのかなと私は思った。

井口理事 ほかにご意見はないか。——それでは、この件については説明のとおりなので、よろしく願います。

(2) 議員控室の椅子について

井口理事 続いて、議員控室の椅子について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 議員控室の椅子に関して、かなりの年数がたっている。昨年、一昨年に続いて、今年度は全ての椅子を取りかえる予定である。6月22日月曜日に、各控室を回って取りかえる予定である。ただし、昨年、一昨年取りかえた椅子に関しては除く。

〔「同じものか」と呼ぶ者あり〕

井口理事 同じメーカーのものか、ということか。

議会事務局次長 現在のものとはほぼ同じグレードのものである。

〔「何個取りかえるの」と呼ぶ者あり〕

井口理事 一昨年取りかえた椅子はおおむね9台ですよ。

庶務係長 会派によっては、壊れた方以外に、例えば期数の長い人を優先して取りかえたりしているところもあるので、誰の椅子が交換できないかどうかは、実際に入ってみて、確認をして対応したいと思っている。

原田理事 うちの上保まさたけの使っている椅子が、ずっと後ろに倒れっぱなしになるという、リクライニングしっぱなしというので大変なのだが、これはかえてもらいたいと思うが、私が座っている椅子なんかはただ汚いだけで、まだ使えるかなと思う。

例えば、今、地方議会に対していろいろ見方がある中で、うちは特にいいよと私が言った場合に、そうはいっても相当年数が経過しているでしょうから、後からいつか壊れると思う。その時々でかえるというと事務局的には相当手間がかかってしまうのであれば、一斉の取りかえに応じようかなと思うのだが、もしそういう手間がないんだとしたら、うちの会派で、私のは壊れていないからそのまま使ってもいいよと言う人がいた場合には、恐らく予算は浮くのでしょうか、そうさせてもらってもいいのかなと思うのだが、その点についてはどうか。

庶務係長 その時々でかえるのがいいとは思いますが、ただ、その時点で予算がない場合がある。今回、予算がついたということがあるので、この際、この中棟が建設されてから初めての交換ということなので、ほぼ25年ぐらい取りかえてない形になっているので、取りかえたいなと考えている。

原田理事 よくわかった。

井口理事 ほかに意見はないか。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、この件については説明のとおりなので、よろしく願います。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 よければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午後 3時18分 閉会)